再処理施設 事業変更許可申請書における変更の考え方

	再処理事業変更許可申請書	変更申請の考え方
本文	-	既許可の記載から再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方
		法等に係る記載の変更が生じるため変更する。
添付書類一	再処理の事業の目的に関する説明書	事業の目的に変更はないものの、引用するエネルギー基本計画の改定
		を反映することとし変更する。
添付書類二	事業計画書	変更後においても事業に係る経理的基礎に影響がないことを説明す
		るため変更する。
添付書類三	再処理に関する技術的能力に関する説明書	変更後においても再処理に関する技術的能力を有することを説明す
		るため、主たる技術者の履歴等を最新のものに見直す。
添付書類四	気象、海象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書	今回の変更に関して、拡散解析に気象条件を用いているが、既許可の
		気象条件(2013年4月から2014年3月)は、当該気象を検定年とし
		た F 分布棄却検定により、至近 10 年(2011 年 4 月から 2013 年 3 月
		及び 2014 年 4 月から 2022 年 3 月) の気象データと比較して異常が
		ないことを確認しているため、変更の必要はない。海象、地盤、水理、
		地震、社会環境等の状況については、これらの変更が今回の変更に影
		響を及ぼすことはないため、変更しない。
添付書類五	縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万	変更なし。
	分の一の地図	
添付書類六	再処理施設の安全設計に関する説明書	既許可の記載から、制御室等、保管廃棄施設、緊急時対策所、通信連
		絡設備等に関する記載の変更が生じるため変更する。
添付書類七	再処理施設の放射線の管理に関する説明書	既許可の記載から、固体廃棄物に関する記載の変更が生じるため変更
		する。
添付書類八	再処理施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するた	既許可の記載から、重大事故に必要な技術的能力に関する記載の変更
	めに必要な施設及び体制の整備に関する説明書	が生じるため変更する。
添付書類九	再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関	既許可の記載から、品質管理に必要な体制の整備に関する記載の変更
	する説明書	が生じるため変更する。

廃棄物管理施設 事業変更許可申請書における変更の考え方

	廃棄物管理事業変更許可申請書	変更申請の考え方
本文	_	既許可の記載から廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の
		方法等に係る記載の変更が生じるため変更する。
添付書類一	事業計画書	変更後においても事業に係る経理的基礎に影響がないことを説明す
		るため変更する。
添付書類二	廃棄物管理に関する技術的能力に関する説明書	変更後においても廃棄物管理に関する技術的能力を有することを説
		明するため、主たる技術者の履歴等を最新のものに見直す。
添付書類三	気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書	今回の変更に関して、敷地及びその周辺の概況図に第2低レベル廃棄
		物貯蔵建屋を追加する変更を行うものの、気象、地盤、水理、地震、
		社会環境等の状況の変更が影響を及ぼすことはないため、同図以外の
		変更はない。
添付書類四	中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図	変更なし。
添付書類五	廃棄物管理施設の安全設計に関する説明書	既許可の記載から、火災及び爆発の防止に関する設計等の記載の変更
		が生じるため変更する。
添付書類六	放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書	既許可の記載から、固体廃棄物に関する記載の変更が生じるため変更
		する。
添付書類七	廃棄物管理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書	変更なし。
添付書類八	廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備	既許可の記載から、品質管理に必要な体制の整備に関する記載の変更
	に関する説明書	が生じるため変更する。